

# 業務指示書

## ガーナ国西アフリカ地域感染症予防体制強化に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年12月24日 12:00 まで

問合せ先：調達部契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年1月4日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保健システム/感染症対策に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（保健システム/感染症対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保健システム/感染症対策
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 域内協力/研修計画】

- 1) 類似業務の経験：域内協力/研修計画
- 2) 対象国又は同類似地域：ガーナ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年1月8日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
  
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(GHS1 = 32.587 円 , US\$1 = 122.85 円 , EUR1 = 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

保健システム/感染症対策  
域内協力/研修計画

## (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.80 M/M

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年1月25日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ガーナ国西アフリカ地域感染症予防体制強化に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 保健システム/感染症対策	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 域内協力/研修計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

西アフリカのギニア、シエラレオネ、リベリア（以下、「流行三か国」という。）を中心に蔓延したエボラ熱は、2013年12月の発生以降、過去最悪の確定症例、死亡者数を記録する未曾有の事態となった（疑いを含む感染者28,571人、死亡者11,299人、2015年11月1日時点）。同流行三か国では行政機能や国民に対する基礎的社会サービス提供機能の面で脆弱性を有し、エボラ熱の流行により、行政、社会、経済機能が麻痺するのみならず、成長の機会すら失うことになるなどエボラ災禍が地域の経済、社会に与えたインパクトは甚大なものであった。

アフリカにおける地域機関、国際社会は、当事国政府と一丸となってエボラ流行への対応を行い、これまで総額約18億ドルの支援を実施済み、ないし実施中である。同支援の効果もあり2014年10-12月頃にピークを迎えた蔓延も、2015年に入ってから徐々に沈静化し、2015年11月7日にはシエラレオネで終息宣言が発出され、ギニアにおいても封じ込めの最終段階に至っている。リベリアにおいては、2015年5月9日及び9月3日に終息宣言がされたものの、11月20日に新規症例が報告され、症例者の隔離・治療と接触者のモニタリングを実施中である。今回のエボラ災禍を受け、地域レベルでの感染症予防体制の強化の必要性が改めて認識され、JICAとしても同体制強化のための支援実施を検討している。

ガーナ国では、1979年に我が国の無償資金協力によってガーナ大学に野口記念医学研究所（以下、野口研）が開設され、同国唯一の基礎医学研究所として感染症対策の一翼を担ってきた。また設立以来約20年に渡るわが国政府の技術協力により、野口研の研究成果と実績は同国のみならず西アフリカ地域でも高く評価されてきた。更に我が国は感染症対策に不可欠な病因究明や免疫構造解析のために必要とされるBSL3実験室をはじめとする研究施設の整備を行い、西アフリカにおいて数箇所のみ設置されている同実験室を有する野口研は、エボラ災禍時にもエボラ熱疑い例の検体検査を行う地域の重要な機関としての役割を果たしてきた。

本調査では、かかる状況のもと、野口研を拠点とする西アフリカ地域での感染症予防体制の強化に向けた今後の協力の方向性及び新規案件のアイデアの検討のために必要な基礎的な情報の収集・整理・分析を行う。

## 2. 業務の目的

本調査は、ガーナ国、シエラレオネ国、リベリア国の三カ国において感染症対策に関する基礎情報収集・分析を実施し、野口研を拠点とする西アフリカ地域での感染症予防体制の強化に向けた今後の協力の方向性及び新規案件のアイデアの検討を行うことを目的とする。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 調査対象地域

ガーナ国、シエラレオネ国、リベリア国

本調査では野口研を拠点とした西アフリカ地域での感染症予防体制の強化に向けた今後の協力の方向性及び新規案件のアイデアの検討を行うため、野口研を有するガーナ国及び西アフリカ英語圏諸国のうち JICA の事業においても同国との連携が強いシエラレオネ国及びリベリア国を本調査の対象とする。

### (2) 支援の方向性に関する確認

本調査は、西アフリカ地域での感染症予防体制の強化に向けた今後の協力の方向性及び新規案件のアイデアの検討を行うことを目的としているため、支援の方向性の策定に当たっては、調査の過程で随時 JICA と協議すること。

### (3) 調査項目の検討

別紙 1 の調査項目（案）を踏まえて情報収集の上、分析すること。各調査項目の優先度、追加・削除、追加調査事項、分析レベル等について、より有意義なアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

### (4) 我が国による過去の事業の活用及び他案件との連携

本業務の実施に際しては、これまで我が国がガーナ国・シエラレオネ国・リベリア国に対して行ってきた協力の実績（各種調査結果等）を十分に活用しながら行うこと。

### (5) 関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取付けは、

原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA ガーナ事務所は主要関係機関に対し調査内容・スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに必要に応じて各機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

(6) 協力の方向性及び新規アイデアの提言

協力の方向性及び新規アイデアの提言にあたっては以下の点に留意する。

- 1) 我が国のガーナ国・シエラレオネ国・リベリア国それぞれの国別援助計画及びガーナ国 JICA 国別分析ペーパーとの整合性を取ることに。
- 2) 国際保健外交戦略等の政策、日本の健康医療産業及びその技術力の比較優位性を考慮すること。
- 3) ガーナ国・シエラレオネ国・リベリア国側の政策との整合性を取ることに。
- 4) 他ドナーと比較して先行する状況にあるところ、これまでの協力実績も踏まえた現実的かつ効果的な協力の方向性を提案すること。
- 5) 新規個別案件のアイデアは、本調査で提案される「協力の方向性（案）」を踏まえた、戦略的なアイデアを提案すること。特に、案件相互間及び他ドナー事業との連携を考慮すること。
- 6) 個別案件のアイデアについては、次の項目を含めて検討すること。ただし、個別案件についてはアイデア段階であるため必ずしもその内容については、実施機関や関連省庁の合意を取る必要はないが、実施機関の意向については、必ず協議、確認しておくものとする。

- ① プロジェクト名称（仮称）
- ② プロジェクト実施機関
- ③ プロジェクト概要（目的、期待される成果、投入内容等）
- ④ プロジェクトの概算経費
- ⑤ 我が国の保健医療産業・技術力の活用の可能性
- ⑥ プロジェクトに係るリスク（法律上の制約、通関体制等）
- ⑦ プロジェクトの実施機関の意向

(7) シエラレオネ国に関する留意事項

シエラレオネ国では 11 月 7 日のエボラフリー宣言を受け、エボラフリー後観察期間の 90 日間をエボラ出血熱対策実施体制から緊急感染症対策実施体制移行期間としており、2016 年 2 月 5 日まで徐々にエボラ対策に特化してきた現対策実施体制を変革していく計画となっている。本調査がこの前後にかかる場合は、移行期間であることを十分留意し、現状分析のみならず、その後の展開実施体制強化計画を踏まえ近将来的予測を立てた上で、ニーズを分析すること。 (8)

## リベリア国に関する留意事項

リベリア国でのエボラ検査はアメリカ疾病予防管理センター（CDC）など各国支援機関がリベリア国内に持ち込んだラボにて行っているほか、サーベイランスについては世界保健機関（WHO）、国際救済委員会（IRC）の他複数の国際NGOが地域啓発や保健局職員に対して研修を実施中であるため、上記機関を中心に情報収集を行うこと。

## 5. 業務の内容

本業務の実施方法は以下を想定しているが、より効率的・効果的な調査実施方法があればプロポーザルで提案すること。

尚、JICA ガーナ事務所及び野口研から調査団員が1~2名程度部分参团する可能性がある。

### (1) 国内準備作業（2016年2月上旬から2016年2月中旬まで）

#### 1) インセプション・レポート及び質問票の作成

関連資料（統計資料、既存文献、既存の調査の結果等）の分析・検討を行い、本調査の全体像を把握した上で、調査全体の方針、方法、調査項目を検討し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼等）及び質問票を作成する。

質問表の主な送付先は以下のとおり。質問表については、JICA ガーナ事務所及びJICA シエラレオネフィールドオフィス、JICA リベリアフィールドオフィス経由で送付することとする。

ガーナ国：保健省、ガーナヘルスサービス、野口研、CDC、WHO

シエラレオネ国：保健省、CDC、WHO 等

リベリア国：保健省、CDC、WHO、IRC 等

#### 2) インセプション・レポート及び質問票の説明・協議

インセプション・レポートをJICA 本部（TV会議）にてJICA ガーナ事務所に説明し、内容を協議・確認する。

### (2) 現地調査（ガーナ国 第1次）（2016年2月中旬）

#### 1) インセプション・レポートの説明

現地調査冒頭において、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を保健省、教育省、ガーナヘルスサービス及び野口研等に説明し、先方による理解の確認、情報提供及び便宜供与に係る依頼を行

う。

2) 質問表の回収・分析

質問表を保健省及び関連機関から回収し、回答内容の分析を行う。

3) 保健省及び関係機関への訪問・インタビュー

別紙1の調査項目(案)を基本としつつ、別紙2の報告書構成案を参考にして、情報収集を行う。

4) 野口研への訪問・インタビュー

別紙1の調査項目(案)を基本としつつ、別紙2の報告書構成案を参考にして、情報収集を行う。

5) 主要ドナーからの情報収集

他援助機関に対し、インセプション・レポートを活用して本調査の趣旨を説明すると共に、感染症対策への協力量針、協力実績、実施中案件等の情報の収集を行う。

6) 現地調査方針(シエラレオネ国・リベリア国)の協議

上記調査結果を踏まえ、シエラレオネ国・リベリア国における現地調査方針を野口研及びJICAガーナ事務所と協議・確認する。

(3) 現地調査(シエラレオネ国・リベリア国)(2016年2月下旬から2016年3月上旬まで)

1) 現地調査方針の説明・協議

シエラレオネ国及びリベリア国のJICAフィールドオフィスに現地調査方針を説明し、内容を協議・確認する。

2) インセプション・レポートの説明

現地調査冒頭において、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等)をシエラレオネ国及びリベリア国の保健省及び関連機関に説明し、先方による理解の確認、情報提供及び便宜供与に係る依頼を行う。

3) 質問表の回収・分析

質問表をシエラレオネ国及びリベリア国の保健省及び関連機関から回収し、回答内容の分析を行う。

4) 保健省及び関係機関への訪問・インタビュー

別紙1の調査項目(案)を基本としつつ、別紙2の報告書構成案を参考にして、情報収集を行う。

5) 主要ドナーからの情報収集

シエラレオネ国及びリベリア国における他援助機関に対し、インセプション・レポートを活用して本調査の趣旨を説明すると共に、感染症対策への協力方針、協力実績、実施中案件等の情報の収集を行う。

6) 現地調査結果についての協議

現地調査結果の概要をシエラレオネ国及びリベリア国の JICA フィールドオフィスに報告し、同調査結果について協議・確認する。

(4) 現地調査(ガーナ国 第2次)(2016年3月上旬から2016年3月中旬まで)

1) ドラフト・ファイナルレポートの作成

(2)(3)の調査結果を整理及び分析を行い、ドラフト・ファイナルレポートを作成する。

2) JICA へのドラフト・ファイナルレポートの説明・協議

ドラフト・ファイナルレポートを JICA ガーナ事務所に説明し、内容を協議・確認する。

3) ガーナ側関係機関へのドラフト・ファイナルレポートの説明・協議

ガーナ側関係機関に対してドラフト・ファイナルレポートを説明し、同内容についてのコメントを得る。特に新規個別案件として提案する案件の実施機関については、当該実施機関の意向を十分に聴取する。

4) ファイナル・レポート作成方針についての協議

3)の協議結果を踏まえ、ファイナル・レポートの作成方針について JICA と協議を行う。

(5) 帰国後整理期間（2016年3月中旬）

1) ファイナル・レポート（案）の作成

(2)から(4)までの現地調査結果を踏まえ、ファイナル・レポート（案）を作成する。

2) 最終報告会の実施

ファイナル・レポート（案）を基にJICA本部（TV会議）にてJICAガーナ事務所及び人間開発部向けの最終報告会を実施し、関係者からコメントを取り付ける。

3) ファイナル・レポートの作成及び提出

2) のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。尚、ファイナルレポートの電子データについては、JICAガーナ事務所に直接送付し、製本版及びCD-RについてはJICA人間開発部に提出する。

## 6. 成果品等

(1) 成果品

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、④を成果品とする。

尚、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方関係機関との協議、国内の会議等に必要部数は別途用意すること。また、各報告書等については、併せて電子データの提出も行うこと。

① 業務計画書：和文4部

② インセプション・レポート：和文4部、英文4部

③ ドラフト・ファイナルレポート：和文4部、英文4部

④ ファイナルレポート（製本）：和文4部、英文4部、CD-R4部

尚、業務計画書は、共通仕様書第6条に規定する業務計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を必ず受けること。

また、報告書類の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年10月）」を参照する。

特に記載のないものは全て簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本

の様式については、上記ガイドラインを参照すること。

(2) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付した上で JICA ガーナ事務所へ提出する。

(3) 議事録等

本調査に関する現地及び国内での協議概要はメモとして取りまとめ、JICA ガーナ事務所へ速やかに提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2016年2月上旬～2016年2月中旬に国内準備作業、2016年2月中旬～3月中旬に現地調査、2016年3月中旬に帰国後整理期間を想定している。2016年3月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを、同年3月中旬までにファイナルレポートをそれぞれ作成し、JICA ガーナ事務所に提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 2.80M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- ① 保健システム／感染症対策（3号）
- ② 域内協力／研修計画（4号）

尚、業務従事者の構成は上記を想定しているが、別紙1の調査項目をカバーする業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 便宜供与

JICAからは、現地調査冒頭に実施する保健省等との最初の協議に係るアポイントメントの取り付けを行う。

#### 4. 参考資料

##### 【公開資料】

・ Ministry of Health Ghana, The Health Sector Medium-Term Development Plan 2014-2017

([http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning\\_cycle\\_repository/ghana/hsmtdp\\_2014-2017\\_final\\_draft\\_9\\_oct.pdf](http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/planning_cycle_repository/ghana/hsmtdp_2014-2017_final_draft_9_oct.pdf))

・ Overview of Needs and Requirements for the Ebola Response Phase 3 Framework

([Frameworkhttp://reliefweb.int/report/sierra-leone/overview-needs-and-requirements-ebola-response-phase-3-framework-office-united](http://reliefweb.int/report/sierra-leone/overview-needs-and-requirements-ebola-response-phase-3-framework-office-united))

・ 以下の資料は JICA 図書館のウェブサイトでご覧可能

(<http://libopac.jica.go.jp/>)

- －野口記念医学研究所追加実験棟設置計画準備調査報告書（先行公開版）
- －ガーナ共和国 国際寄生虫対策西アフリカセンタープロジェクト終了時評価調査報告書
- －特定テーマ評価「アフリカ感染症対策研究」
- －保健セクター情報収集・確認調査 リベリア共和国 保健セクター分析報告書
- －保健セクター情報収集・確認調査 シエラレオネ共和国 保健セクター分析報告書

## 5. 現地再委託

特に想定していない。

## 6. その他留意事項

### (1) 安全管理対策

#### 1) 三カ国共通

JICA ガーナ事務所、シエラレオネ FO、リベリア FO において十分な情報収集を行うとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、ガーナ国・シエラレオネ国・リベリア国の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとり、安全対策について了解をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

#### 2) ガーナ国

追加事項なし。

#### 3) シエラレオネ国

追加事項なし。

#### 4) リベリア国

国連リベリア・ミッション（UNMIL）の配置、及びサリフ政権による政情の安定により、全土において治安は比較的良好に保たれている。空港をのぞく首都近辺のグレートモンロビア地域外は、ガーナ事務所もしくは安全管理室承認となっているが今回の調査では、上記首都以外の調査は予定していない。ただし、UNMIL は 2016 年の撤退に向け、規模を縮小しており、治安情勢を注視する必要があること、市内の一部では夜間に強盗例などがあることから、ガーナ事務所もしくはフィールドオフィスにて渡航後安全ブリーフ

ィングを行う。

(2) 野口研で実施中・実施予定の案件

野口研で実施中・実施予定の案件は以下のとおり。尚、本調査と各案件の間で主要関係者に重複はない見込み。

- 1) 野口記念医学研究所改善計画 FU 協力（動物実験棟空調設置）  
2013年4月より実施中。2016年2月上旬にコンサルタント派遣予定。
- 2) 無償資金協力「ガーナ国野口記念医学研究所改善計画」フォローアップ協力  
2016年2月上旬開始。2016年2月中旬に調査団派遣予定。
- 3) 無償資金協力「野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画」  
2016年3月中旬に調査団派遣予定。
- 4) ガーナにおける感染症サーベイランス体制強化とコレラ菌・HIV等の腸管粘膜感染防御に関する研究（SATREPS）  
2016年4月上旬より専門家派遣予定。

(3) ビザの取得

1) ガーナ国

在京ガーナ大使館にて取得可能

2) シエラレオネ国

日本での入国査証の取得は、手続きが複雑で時間を要するため渡航予定の少なくとも2週間前にパスポートコピーと渡航日程を添付し、ガーナ事務所へ上陸許可書の提出を依頼すること。

3) リベリア国

在京リベリア大使館にて取得可能

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。尚、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

## 別紙1 調査項目（案）

### 1. 資料の収集

- (ア)国際比較統計：国連 MDG データベース、WHO 国際保健統計情報システム及び WHO 世界保健報告巻末統計、世界銀行保健・栄養・人口統計データベース。
- (イ)保健医療セクター分析：国勢調査に基づく統計、出生・死亡登録に基づく統計、保健管理情報システム（Health Management Information System: HMIS）等の保健医療サービス提供施設からの報告に基づく統計、国家保健会計（National Health Accounts: NHA）や家計支出調査等の財務に関する統計。Demographic and Health Survey（DHS）、Multiple Indicators Cluster Survey（MICS）、World Health Survey（WHS）等の国際的に標準化された標本世帯調査の報告書等の収集。
- (ウ)分析資料：ドナーによる保健医療セクター分析資料や、各種調査研究報告書（Common Country Assessment（CCA））等入手可能なもの。

### 2. 感染症対策

- (ア)全項目共通  
活動計画、活動予算、実施体制、関連設備、活動実績、課題、支援ニーズ、現地リソース
- (イ)感染症研究  
感染症に関する基礎・応用研究、新興・再興感染症や重篤診断法の開発
- (ウ)感染症関連の保健サービス業務  
サーベイランス業務、リファレンス業務、国家検定・検査業務
- (エ)人材育成  
研修実施、共同研究、研究者派遣

### 3. 開発政策

当該国政府が、感染症予防に関しどのように政策判断しているかを把握することを目的とし以下を分析する。

- (ア)保健セクター中期開発計画：同計画における感染症対策の戦略、開発目標、優先課題等
- (イ)援助強調枠組み：感染症対策分野における援助強調の体制、枠組み、方向性
- (ウ)エボラ復興策：同復興策における感染症対策の戦略、開発目標、優先課題等

4. 日本及び他ドナーの協力状況
  - (エ)日本の協力の実績と現状把握
  - (オ)他ドナーの協力実績と実施中案件の現状把握
  
5. 感染症対策分野における課題と JICA に寄せる期待
  - (ア)JICA として重点的に取り組むべき課題と地域の絞り込み
  - (イ)上記課題解決に向けての効果的な投入形態（スキーム等）の提案を含めた取り組み（案）

（注）調査の視点と上記調査項目（案）を踏まえて、関係部署と協議の上必要に応じて調整する。

## 別紙2 報告書目次（案）

### 要約

#### 第1章 ガーナ保健省及びガーナヘルスサービスにおける感染症対策

- 1.1 感染症罹患状況
- 1.1 政策、開発目標・計画
- 1.2 実施体制
- 1.3 予算状況
- 1.4 政策実施状況
- 1.5 感染症対策における優先課題
- 1.6 ガーナ保健省及びガーナヘルスサービスに対する感染症分野の他ドナーの支援

#### 第2章 野口研における感染症対策機能

- 2.1 野口研の概要
- 2.2 感染症研究
- 2.3 感染症関連の保健サービス業務
  - 2.3.1 サーベイランス業務
  - 2.3.2 リファレンス業務
  - 2.3.3 国家検定・検査業務
- 2.4 感染症関連の人材育成
- 2.5 野口研に対する他ドナーの支援
- 2.6 域内のサーベイランス体制・検査体制における野口研の役割・位置付け

#### 第3章 シエラレオネ国における感染症対策

- 3.1 感染症罹患状況
- 3.2 政策、開発目標・計画
- 3.3 感染症研究
- 3.4 感染症対策関連の保健サービス業務
  - 3.4.1 サーベイランス業務
  - 3.4.2 リファレンス業務
  - 3.4.3 国家検定・検査業務
- 3.5 感染症関連の人材育成
- 3.6 感染症対策に関する他ドナーの支援
- 3.7 感染症対策における優先課題

#### 第4章 リベリア国における感染症対策

- 4.1 感染症罹患状況
- 4.2 政策、開発目標・計画
- 4.3 感染症研究

- 4.4 感染症対策関連の保健サービス業務
  - 4.4.1 サーベイランス業務
  - 4.4.2 リファレンス業務
  - 4.4.3 国家検定・検査業務
- 4.5 感染症関連の人材育成
- 4.6 感染症対策に関する他ドナーの支援
- 4.7 感染症対策における優先課題

## 第5章 西アフリカ地域における感染症予防体勢強化に向けての今後の支援

- 5.1 今後の支援の方向性
- 5.2 支援案

### 別添資料

- 調査団員リスト
- 調査団日程
- 主要面談者
- 面談録
- 収集資料リスト

